

# 研究開発型ベンチャーの役員兼業に関する利益相反マネジメント規程

(2021年1月8日規約第20—55号の2)

《所管：研究マネジメント課長》

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「早稲田本学産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針」、「産学官連携活動等に関する利益相反倫理規範」および「産学官連携活動等に伴う研究開発型ベンチャー兼業における利益相反に関する基本方針」に基づき、学校法人早稲田大学（以下「本学」という。）の教員等が研究開発型ベンチャーの役員等を兼業することによって生じうる利益相反を適切にマネジメントすることによって、利益相反による弊害を防止しつつ、兼業を通じた教員の有する専門的知識の供与と社会貢献の適正な推進を図り、教員等による研究活動の円滑な実施に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 教員等 学術院または附属機関を本属とする次に掲げる者をいう。

イ 任期を定めずに嘱任した教授、准教授、専任講師および特任教授ならびに特任研究教授

ロ 任期を定めて嘱任した教授、准教授および講師

ハ 上級研究員、主任研究員および次席研究員ならびに研究助手

ニ 特任研究教授

二 研究開発型ベンチャー 大学教員の兼業に関する規程（2005年7月30日規約第05—27号の5）第2条第3項に規定する株式会社をいう。

三 役員等 取締役、執行役員その他当該企業において経営に参画する地位にいる者をいう。

四 ベンチャー兼業 大学教員の兼業に関する規程第4条第2項第6号に定める兼業をいう。

五 兼業研究者 教員等のうち、ベンチャー兼業を行う者および第11条に規定するベンチャー兼業をしようとする教員等をいう。

六 経済的な利益関係 本学以外の機関との関係のうち次に掲げるものをいう。

イ 兼業研究者または兼業研究者と生計を一にする配偶者もしくは一親等の親族（以下「兼業研究者等」という。）が、研究開発型ベンチャーから給与、配当金、コンサルタント料、謝金その他のサービスの対価（診療報酬を除く。）の支払いを受けること。

ロ 兼業研究者等が、研究開発型ベンチャーの株式の保有その他の出資をすること。

ハ 兼業研究者等が、研究開発型ベンチャーから新株予約権の割当てを受けることその他受益権等の提供を受けること。

七 利益相反 兼業研究者が研究開発型ベンチャーから得る利益またはベンチャー兼業に伴う職務遂行責任に対して兼業研究者の本学における責任が相反している状態をいう。

八 利益相反マネジメント 兼業研究者の利益相反が深刻な状況に陥ることを未然に防ぐために適切なマネジメントを行うことおよび利益相反が発生した場合に適切に対処することをいう。

## 第2章 組織

（研究開発型ベンチャーの役員兼業に関する利益相反マネジメント委員会の設置）

第3条 本学に、研究開発型ベンチャーの役員兼業に関する利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

一 研究推進部長

二 リサーチ・イノベーション・センター統括所長もしくは所長、またはアントレプレナーシップセンター所長のうちから研究推進を担当する理事が指名する者 1人

三 総務部長

四 専門知識を有する教職員のうちから総長が指名する者 若干人

五 本学の教職員でない者であって、学識経験を有する者のうちから総長が指名する者 若干人

（委員の任期）

第5条 前条第4号および第5号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

（委員長および副委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1号または第2号に規定する委員のうちから、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を置くことができ、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。

4 委員会の決議に利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 第2項の規定にかかわらず、委員の全員（前項の規定により議決に加わることができない者を除く。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をもって、委員会の決議があったものとみなすことができる。

6 委員会は、必要があると認められるときは、学識経験を有する者に意見を聴くことができる。

7 委員会における審議は、非公開とする。ただし、委員会が認めた者はこれを傍聴できる。

8 委員会の議事録は、非公開とする。

9 委員会の事務は研究マネジメント課およびリサーチ・イノベーション・センター事務所が行う。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、ベンチャー兼業に伴って生じる利益相反について、次に掲げる職務を行う。

一 利益相反に関する基本方針、この規程および関係規約の制定および改廃について審議すること。

二 利益相反についての審査、調査および改善要請に関すること。

三 利益相反に関する啓発活動に関すること。

四 その他利益相反マネジメントに関すること。

(利益相反防止アドバイザー)

第9条 委員会に利益相反防止アドバイザーを置く。

2 利益相反防止アドバイザーは、委員会の委員長の指名に基づき本学が嘱任する。

(利益相反防止アドバイザーの職務)

第10条 利益相反防止アドバイザーは、兼業研究者からの相談に応じ、利益相反について必要な助言および情報の提供を行う。

2 利益相反防止アドバイザーは、前項の兼業研究者からの相談の内容ならびにそれに対する助言および情報提供の内容について委員会に報告しなければならない。

3 第1項の規定は、兼業研究者以外の教員等が、利益相反防止アドバイザーに相談をし、助言および情報の提供を求めることを妨げるものでない。

### 第3章 利益相反マネジメント

(兼業開始時の利益相反自己申告書の提出)

第11条 ベンチャー兼業をしようとする教員等は、委員会が定める日までに、兼業を予定している研究開発型ベンチャー企業との経済的な利益関係、役員等としての兼業予定時間および委員会がマネジメントの対象として定めた事項について、所定の利益相反自己申告書により委員会に申告しなければならない。

(兼業許可後の利益相反自己申告書の提出)

第12条 前条の申告を経て、ベンチャー兼業を認められた兼業研究者は、毎年度委員会が定める日までに、兼業した研究開発型ベンチャー企業との経済的な利益関係、役員等としての兼業時間および委員会がマネジメントの対象として定めた事項について、所定の利益相反自己申告書により委員会に申告しなければならない。

(委員会による審査、調査および改善要請)

第13条 委員会は、第10条第2項の利益相反防止アドバイザーからの報告、前2条の規定により提出された申告書の報告その他の情報に基づき審査を行う。

2 委員会は、前項の審査において必要があると認めるときは、兼業研究者の利益相反の状況に関して調査を行うことができる。この場合において、委員会は、兼業研究者から意見を聴くことができる。

3 第1項の審査の結果は、書面により兼業研究者に通知する。

4 委員会は、第1項の審査の結果、利益相反により、公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態が生じ、または生じるおそれがあると

認めるときは、当該兼業研究者および委員会が必要と認める者に対して、書面により改善を要請するものとする。

(不服申立て)

第14条 兼業研究者は、前条第4項の要請に不服があるときは、要請を受けた日から2週間以内に、書面により委員会に対して不服を申し立てることができる。

2 委員会は、不服申立てを受けたときは、速やかに審議を行い、その結果を不服を申し立てた兼業研究者に文書で通知する。

3 前項の審議結果については、不服を申し立てることはできない。

#### 第4章 雑則

(守秘義務)

第15条 委員会の委員、利益相反防止アドバイザーその他利益相反マネジメントに係るすべての者は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

(文書の保存)

第16条 本学は、兼業研究者から提出された書類を文書保存規程（1973年3月15日庶文達第22号）に基づき適切に管理および保存する。

2 兼業研究者は、経済的な利益関係に関する書類を5年間保存しなければならない。

(実施規定)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2021年1月8日から施行する。

附 則〔整理〕（2021年3月31日規約第20—73号）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年5月10日規約第21—8号）

(施行期日)

1 この規程は、2021年5月10日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規程施行後の研究開発型ベンチャーの役員兼業に関する利益相反マネジメント規程（以下「改正後規程」という）第4条第4号の規定により最初に嘱任される委員の任期は、改正後規程第5条第1項本文にかかわらず、2023年3月31日までとする。

附 則（2025年2月7日規約第24—64号）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則（2026年7月7日規約第26—17号）

この規程は、2026年7月7日から施行し、2026年6月1日から適用する。